公益財団法人相模原市スポーツ協会デザイン等広告表現に関する基準

- 1 この基準は、公益財団法人相模原市スポーツ協会ホームページに民間事業者等のバナー 広告を掲載するにあたり、その広告の表現について公益財団法人相模原市スポーツ協会ホ ームページ広告掲載取扱要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティ を保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。
- 2 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。
 - (1)「閉じる」「いいえ」「キャンセル」「Enter」などのボタン
 - (2) アラートマーク
 - (3) ラジオボタン
 - (4) テキストボックス (入力が出来るように見えるもの)
 - (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- 3 GIFアニメ及びFLASHを用いる表現は禁止とする
- 4 ユーザーが体育協会ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するよう な類似の色調及び字体を使用することは禁止とする
- 5 色調は文字色と背景色のコントラスト (明度差) を十分にとり、背景に模様のある画面 や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように 配慮しなければならない。
- 6 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。